

これが区役所の課長の給与だ！

管理職の実態

年齢50代
子供一人

世田谷区職員の平均年齢と平均給料
(平成20年4月1日現在)

平均年齢	平均給料月額
44.1歳	360,733円

↑実態を伝えていない

ある課長の事例 (6級90号)

年齢	給料月額
50代	457,700円

料は45万7700円ということになります●皆さんはどう感じられるでしょうか？●ではこの課長は年収としてはどのくらいでしょうか●実は年収にすると1077万になるのです。

実際の課長の年収

給料	457,700円×12月=5,492,400円
地域手当	80,953円×12月=971,436円
住居手当	8,800円×12月=105,600円
扶養手当	9,500円×12月=114,000円
管理職手当	91,100円×12月=1,093,200円
期末・勤勉手当	4.3月分 =2,999,704円
合計	10,776,340円

●給料とか給与といった似たような言葉がありますが、給料に諸手当を足したものが給与です●オモテ面で示したカラクリは諸手当にも及びます。期末・勤勉手当は民間における賞与に相当します

給料の20倍が年収？

●管理職手当は課長以上につき、それ以外は残業手当がつきます。給料の額から年収を推定するにはざっと20倍すれば当たらずとも遠からずというところ●ちなみに一番上の表の平均年齢44.1歳で36万では年収720万になります●実態に近い感じだと思えます。

問題は横並び安定構造

●前号にひきつづき、予算における最大支出項目である人件費について、そして職員給与の実態、その決め方について区民の皆様にお伝えしました●今回の内容は3月の予算委員会で私が指摘した部分です●特に決め方のカラクリについては長年にわたり疑問に思っていたのですが今回改めて報告書(職員の給与に関する報告及び勧告)を精読した結果、何と重要なポイント(さりげなく挿入された制約条件)は本文ではなく、参考資料の表中に記載されていたのでした●完全に見落としていました。まさに、役人は大切なことは決して目立つところには書かない、ということなのです●さて今回皆様が一番ご理解いただきたいのは公務員給与の額ではなく、現在の給与システムでは、やってもやらなくても年功ということで給与は自動的に上がるということです●実際、予算委員会でも指摘しましたが世田谷区役所で、公務員になって35年以上勤務していて、一度も出世(昇進)していない者がいるのです。健康面で問題があるというわけではありません。同期は部長等の管理職、そうでなくとも係長クラスです。それが新人とたいして変わらないヒラ職員です●民間企業ならあり得ないことです。しかしその職員は35年以上勤務ということで年収は700万を超えているし、定年までこの調子で退職金も満額支払われるのです●これは特殊な例ではなく、現在ヘタに出世して管理職になって過大な責任を負わされるより、気ままなポストで安定的な公務員ライフを楽しもうという職員が増えているのです●これはまさしくモラルハザードです●公務員の世界にも、努力しなければ食っていけない、という給与体系は是非とも必要なのです。

元議員の天下りポスト と云われる「選挙管理委員会」

●選挙管理委員会というのは自治体ごとに設けられたもので、その自治体で行われる選挙の“元締め”のような機関ですが、この人選がどこで、どのように、行われているのか、あまり知られていません●実は議会で選挙管理委員は選ばれ任期は4年。報酬は委員長が月額29万4千円、委員が月額24万4千円です●3月現在の委員は全員元議員です。元生活者ネット1名、元自民党議員2名、元公明党議員1名●これではどう見ても議員引退後の天下りポストと思われても仕方ありません。実は23区全体で92名になりますが、ほぼ元議員の指定席となっております●しかも仕事内容は1回につき30分から60分前後で世田谷区選挙管理委員会は月3回の定例会となっています。他の22区では月に1回程度といった具合●考えても見れば今年も都議選や総選挙がありますが、毎年毎月選挙があるわけではありませぬ●そのため選挙管理委員は自治法上、常勤職ではないという扱いなのです●そこで最近の論調として選挙管理委員に対して月額で報酬を定めるのは不適切ではないのか、日額払いにするのが自治法上適切ではないかという議論が沸き上がっているのです●しかしながら、引退した先輩議員の“落ち着き先”としては格好のポストとして、月額制(欠席しても報酬はもらえる制度)を維持したい人たちがいるのも事実●現在、ウチの会派は日額制(出席した日数に応じて報酬が支払われる)にすべきだと主張していますが、議会の中ではちょっと孤立ぎみ。どの会派も理解は示すのですが、なぜか腰が重い！なぜ？●ちなみに国の「中央選挙管理会」の委員の報酬は日額制で問題なく運営されているのです。

“聖域化”は許さない

都選管委員
月額報酬の継続
都が意向を示す

選挙管理委員会などの行政委員に勤務日数と関係なく月額報酬を支給するのは地方自治法違反とした大津地裁判決をめぐり、都議会総務委員会では16日、都選管委員の報酬制度が議論された。都は「職務の重要性は高く、勤務日数で報酬は測れない」と月額報酬制を続ける意向を示した。

都選管の矢口貴行事務局長は「選挙の不服案件の審査では訴訟の被告にもなり、勤務日数による報酬では応じにくく、月額報酬が都議会から承認されていることを説明した。都選管委員は元都議と警視庁OBの非常勤特別職4人で、月額報酬は1人43万5千円。勤務は月4、5日。1月の大津地裁判決を受け、神奈川県は全行政委員の日当制導入を検討している。」

●左は3月17日の朝日新聞。東京都でも同じことが行われ後藤都議が質問しました●どうもこれは深い利権構造になっているのか東京都も一体となって変えるつもりはないと答弁しています●これも原資は税金です。現職議員も何かと選挙の時にニラまれないように気を使って手が出せない“聖域化”となっているとしたら許せることではありません。

都議会議員選挙は7月12日投票

●すでに都議選の日程は決定しており、選挙戦は7月3日から。7月12日が投票日で即日開票となります●最近では期日前投票も増えています●ですから選管の仕事は忙しいのですが、だからといって日額ですむことを月額制にしているのはおかしいのです。

あとがき

●予算を考える上で、人件費の総枠を議会が決めて、その範囲で区長がやり繰りして、事業を行う、というのが本来の姿だと思います●しかし世田谷区に限らず全国の自治体では、まず人件費はこれだけ掛かります、という“決定事項”として始まります●人件費の議論は“別の所”(飯田橋の23区人事委員会)で公正に決められている、ということなのです●背景に公務員はスト権等が認められていないということがあるにせよ、一番大事な部分が議論できない予算委員会のシステムおかしいと思いませんか●そういうことから今回も前回とは異なる角度から公務員の人件費を取り上げました●ご意見お待ちしております！



区議会議員 おおば正明